



説教要旨「それは差別？それとも区別？」

使徒言行録 10章 34～44節

「人を分け隔てしてはならない」人間は皆平等で、誰もが同じように生きる権利を持っていることは、今日の日本社会を形成する大前提です。けれどもわたしたちは、この「人を分け隔てしてはならない」ということを、本当によく分かっているのでしょうか。性別の違い、民族の違い、体や心に障害があるか、どのような職業についているか、社会的地位はどうか、家柄、出自はどうか、経済力がどうか、学歴がどうか、そうしたことで人を評価したり判断しているところに「分け隔て」があります。

「差別はいけない」という総論には皆賛成します。しかし、自分の身近な事柄になると、例えば子どもが結婚するというようなことになると、相手の家柄や、職業、学歴や、障害の有無といったことが気になるのです。そしてそれは子どものためを思う当然の親心だなどと、その分け隔てする思いを正当化しようとするのです。

10章の前半でペトロは、神様から示された幻とみ言葉とによって、そうした「人を分け隔てる」思いから解放されました。「どんな国の人でも、神を畏れて正しいことを行う人は、神に受け入れられるのです」(35節)。ペトロはそう言って、イエス・キリストによって示された神様の救いのみ業の前で、もはやユダヤ人と異邦人という分け隔ては取り去られていることを神様のみ心として受け入れ、それに従ったのです。そして、ペトロが神様から送られたみ言葉を語っていると、それを聞いていた人々一同の上に聖霊が降りました。聖霊は教会の歩みの節目節目に降り、教会を導きました。異邦人にもキリストの救いが告げ広められ、教会に加えられていく、その大きな転換において、聖霊の働きがありました。

わたしたちがイエス様の後に従って行く歩みは、ペトロがそうであったように、自分が思いもしなかった恵みのみ言葉によって自分を変えられ、新しくされる喜びを積み重ねていく歩みです。わたしたちの頑なな心が打ち砕かれ、神の前に等しく罪人であることを謙虚に受け止めることのできるよう、聖霊の働きを祈り求めて参りましょう。

(2022・6・19 説教者：稲垣真実)